

栃木県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の任用等に関する規則

平成19年3月28日
規則第20号

改正 平成20年3月28日 規則第4号
改正 平成20年7月30日 規則第6号
改正 平成21年3月18日 規則第2号
改正 平成22年3月29日 規則第4号
改正 平成23年3月29日 規則第2号
改正 平成24年3月27日 規則第2号
改正 平成27年3月31日 規則第1号

(趣旨)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条第5項の規定に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が臨時的に任用する職員（以下「臨時職員」という。）の任用手続、給与、勤務時間その他の勤務条件等については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第2条 地公法第22条第5項により臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新を行うことができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他重大な事故のため、地公法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(任用期間)

第3条 臨時職員の任用期間は、1月を超え6月を超えない期間とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、6月を超えない期間で1回に限りその任用を更新することができる。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、臨時職員に任用しないものとする。

- (1) 地公法第16条各号のいずれかに該当する者
- (2) 任用期間が引き続いて1年を超えることとなる者
(任用手続等)

第5条 任命権者は、臨時職員を任用する必要があるときは、臨時職員に任用されることを希望する者から必要な書類を徴し、適当と認めた者を任用するものとする。

2 前項に定める必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) その他広域連合長が任用に当たり必要と認めたもの

3 任命権者は、臨時職員の任用予定期間が満了する場合において、当該臨時職員の任用を継続しようとするときは、6月を超えない範囲内の期間で任用を更新することができる。

4 臨時職員の任用は、任用通知書(別記様式第1号)を本人に交付して行うものとする。
(退職及び解雇)

第6条 臨時職員は、任用予定期間満了のとき、任命権者が任用期間更新の意思表示をしない場合は、当然に退職する。

2 臨時職員は、任用予定期間の中で退職しようとするときは、退職しようとする日の14日前までに任命権者に申し出なければならない。

3 任命権者は、臨時職員について当該任用予定期間の満了前に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第1号に掲げる場合にあつては退職通知書(別記様式第2号)を、第2号から第4号に掲げる場合にあつては当該解雇の理由を記載した解雇通知書(別記様式第3号)を本人に交付して退職させ、又は解雇することができる。

- (1) 退職したい旨の願出があつたとき
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由により事業の継続が不可能となったため解雇しようとするとき
- (3) 勤務成績、能力その他の理由により任用が不相当と認めたとき
- (4) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき

(解雇の予告)

第7条 任命権者は、任用期間が引き続いて2月を超える臨時職員を解雇しようとする場合においては、解雇予告書(別記様式第4号)により、解雇予定日の30日前までに当

該臨時職員に通知するものとする。

(給与)

第8条 臨時職員の給与は、賃金、時間外割増賃金及び通勤割増賃金とする。

2 賃金は、勤務に対する報酬であって、日額6,400円とし、勤務日数に応じて支給するものとする。

(給与の減額)

第9条 臨時職員が定められた勤務時間を勤務しないときは、第15条に規定する場合を除くほか、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額(賃金日額を1日の勤務時間で除して得た額)を減額するものとする。

(時間外割増賃金)

第10条 臨時職員が正規の勤務時間外又は勤務日以外の日勤務した場合に時間外割増賃金を支給する。この場合において、時間外割増賃金の額は、宇都宮市の例により計算する。

(通勤割増賃金)

第11条 臨時職員には、通勤の実情に応じて月額10,000円の範囲内において通勤割増賃金を支給する。

2 通勤割増賃金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交通機関を利用する者 支給単位期間を1か月として算出した通勤手当の額(10,000円を限度とする。)の21分の1の額に、1月に勤務した日数を乗じて得た額
- (2) 車通勤の者 次の表のとおりとする。

通勤距離(片道)	支 給 月 額
2 km未満	支給しない。
2 km以上4 km未満	2,000円
4 km以上	2,000円に、当該片道の距離が4 kmを超えるごとに2,500円を加算した額。ただし10,000円を限度とする。

(給与の支給)

第12条 臨時職員の給与は、当該任用期間における各月の分をそれぞれ原則として翌月の7日に支給する。

2 この規則に基づく給与は、臨時職員から申し出がある場合には、口座振替の方法によ

り支給することができる。

(勤務日等)

第13条 臨時職員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び休息時間は、栃木県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例によるものとする。ただし、特別の事情がある場合には、任命権者が別に定めることができる。

(有給休暇)

第14条 任命権者は、臨時職員が継続して次の各号に掲げる期間勤務したときは、当該各号に定める日数の有給休暇を与えることができる。

- (1) 1月 1日
- (2) 2月 3日
- (3) 4月 5日
- (4) 6月 10日

2 任命権者は、臨時職員で7月1日から9月30日までの期間中1月以上雇用されるものについては、前項の休暇のほか2日の有給休暇を与えることができる。

3 任命権者は、臨時職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その臨時職員に対し、当該各号に定める期間の範囲内で適当と認められる期間の無給の休暇を与えることができる。

- (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合 6月
- (2) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間
- (3) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間
- (4) 生理のため勤務することが著しく困難な場合 必要と認められる期間。ただし、2日を超えることはできない。
- (5) 妊娠中又は出産後の者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から

出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回とし、必要と認められる期間

- (6) 妊娠中の者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (7) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間。特に必要があると認められるときは、それぞれ2週間の範囲内で当該期間を延長した期間)以内に出産する予定である者が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (8) 出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (9) 生後1年に達しない子を育てる者が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分又は1日1回60分の範囲内の期間(男性にあっては、その子の当該臨時職員以外の親が、当該臨時職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項に規定する休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない時間)

(服務)

第15条 臨時職員の服務は、一般職員の例によるものとする。

(社会保険)

第16条 臨時職員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第17条 臨時職員の公務災害補償等については、栃木県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年栃木県市町村総合事務組合条例第5号)による。

(健康診断)

第18条 任命権者は、臨時職員に別に定める方法により健康診断を受診させなければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第6号)

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 (平成21年規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

任 用 通 知 書	
ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
勤 務 課 所	栃木県後期高齢者医療広域連合事務局 課
賃 金	日額 円
任用予定期間	年 月 日～ 年 月 日
任用更新の場合 の既任用期間	年 月 日～ 年 月 日
その他の事項	栃木県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の任用等に関する規則の定めるところによる。
<p>上記のとおり臨時的に任用するので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>栃木県後期高齢者医療広域連合長</p>	

様式第2号（第6条関係）

退職通知書	
職名	
氏名	
<p>願いにより退職させることになったので通知します。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>栃木県後期高齢者医療広域連合長</p>	

様式第3号（第6条関係）

解 雇 通 知 書	
職 名	
氏 名	
解 雇 理 由	
<p style="text-align: center;">上記のとおり解雇することになったので通知します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">栃木県後期高齢者医療広域連合長</p>	

様式第4号（第7条関係）

解 雇 予 告 書	
職 名	
氏 名	
任用予定期間	年 月 日～ 年 月 日
解雇予定日	年 月 日
解 雇 理 由	
<p>上記のとおり解雇することになったので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>栃木県後期高齢者医療広域連合長</p>	